平成２８年（フ）第１２９号
香川県丸亀市御供所町２丁目13番10号
債務者　嶋　　恭介
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第２６４号
茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘５丁目８番地４　アルカンシェルⅡＢ－203
債務者　青木　友紀（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１６号
北海道紋別郡雄武町字雄武1131番地の15
債務者　舘山　鈴代
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月27日午後２時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２８年（フ）第１９２号
愛知県田原市池尻町上り世古23番地
債務者　野副恵里子（旧姓峯松）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２０４号
愛知県北設楽郡設楽町田口字杉平向１番地１町営杉平向住宅Ａ－204
債務者　公文小坂井西教室ことサンチャイルドこと　中澤　結香（旧姓尾田）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５４３号
岡山県玉野市築港４丁目６番49号
債務者　松下　直美
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５４号
岡山市北区西辛川984番地１グリーンパーク西辛川Ｂ102
債務者　牧野　雅子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４０号
静岡市清水区渋川２丁目５番１号　ハウスフル渋川304
債務者　森　　健二
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月10日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４５号
静岡市葵区駒形通４丁目６番９号　羽衣団地２号棟10号
債務者　山本　　弘
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月10日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５５号
長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷2197番地、前住所佐賀県伊万里市大坪町乙243番地
債務者　藤　　大輔
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
栃木県足利市月谷町999番地１
債務者　小澤　広子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第７００号
静岡市葵区北安東５丁目50番27号
債務者　井村　英二
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１号
愛知県蒲郡市緑町21番17号
債務者　横山　憲司
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２号
愛知県豊川市美園１丁目５番地67
債務者　村瀬　大悟
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第６６１号
静岡市清水区下野北２番16号　エスポア高橋201
債務者　高木　美樹
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部